

災害等情報（詳報）

鉱種：けい石、耐火粘土	鉱山の所在地：愛知県					
災害等の種類： 坑外・運搬装置（自動車）のため	発生日時： 平成30年9月3日（月） 午前11時00分頃	罹災者数	死	重	軽	計
			－	1	－	1
罹災者 年齢、職種、直轄・請負の別、勤続年数、担当職経験年数： 54歳、重機運転手、直轄、勤続年数：8年2ヶ月、担当職経験年数：8年2ヶ月						
罹災程度：股関節挫傷、左肩関節痛症、左眼窩骨折（休業22日）						
<p>【概要】</p> <p>作業員A（罹災者）は、鉱山第四切羽採掘の午前中の作業を終え、重機から構内車に乗り換えて、鉱山事務所に戻る際に、同切羽内の他重機運転者を同乗させるために鉱山道路を走行していた。その走行中に道路水路が気になり、わき見運転等により鉱山道路（幅員約8m）の盛土（約30cm）を乗り越え、約6m下の沈殿池浅瀬に転落した。</p> <p>作業員Aは、左足（大腿骨からの）義足であるが保護具（ヘルメット、保安靴）は着用していた。</p> <p>作業員Aは、左目の上を切っていたが、意識ははっきりしており、左肩を痛がっている状態だった。病院に搬送され、左目上の処置を行い、CT等の結果、骨には異常はないことが確認されたため、当日は自宅へ帰宅した。</p> <p>翌日、足に痛みがあり義足が装着できないため、再診し、左肩関節痛症、股関節挫傷と診断され、1週間程度の休業を要することとなった。その後、左目上の抜糸時に眼窩骨折と診断され、手術を行い入院した。</p>						
<p>【原因】</p> <p>①脇見運転による前方不注意。 ②道路脇に設置してあった盛土を乗り越えた。 ③シートベルトの非着用。</p>						
<p>【対策】</p> <p>①保安教育に関するもの 1)現場の状況確認等をする場合は、必ず車を止めてから行うよう再教育を行った。 2)災害時の連絡体制の再確認を行った。 3)外部の自動車運転講習会に輪番で再受講させる。</p> <p>②道路脇の盛土について 1)災害発生切羽の危険個所に転落防止措置を行った。 2)災害発生切羽以外の切羽の点検を行った結果、危険個所は認められなかった。 3)鉱山道路を敷設する際は、転落防止ができる十分な高さに盛土をする。</p> <p>③シートベルトの着用について 1)構内移動時も必ずシートベルトを着用するように指示した。 2)構内車両及び各重機にシートベルトカッターと脱出用ハンマーを装備した。</p>						
<p>【参考情報等】</p> <p>○自動車の脇見運転はやめましょう。 ○自動車や車両系鉱山機械の運転に集中しましょう。 ○鉱山保安法令における参考規定は以下のとおりです。</p>						

< 鉱山保安法令 >

- ・ 機械、器具及び工作物の使用 (鉱山保安法施行規則第 12 条)
- ・ 技術基準 (鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令第 16 条)

【お問い合わせ先】

中部近畿産業保安監督部 鉱山保安課 松岡 太田 電話番号 052-951-2561



転落した車両



通常盛土箇所



転落した箇所



